

みんなくりポジトリ

国立民族学博物館学術情報リポジトリ National Museum of Ethnology

Use and Management of Humpback Whales in Bequia, St. Vincent and the Grenadines : Historical Perspective, Update and Problems

| | |
|-------|---|
| メタデータ | 言語: jpn 出版者: 公開日: 2009-04-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 浜口, 尚 メールアドレス: 所属: |
| URL | https://doi.org/10.15021/00001807 |

セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国 ベクウェイ島におけるザトウクジラ資源の利用と管理

その歴史、現状および課題

浜口 尚

園田学園女子大学短期大学部

- | | |
|---------------------|------------------------------------|
| 1 はじめに | 力と国内規制 |
| 2 ベクウェイ島の捕鯨小史 | 4.1 ベクウェイ島の捕鯨に対する国際的圧力 |
| 3 ベクウェイ島の捕鯨の現況 | 4.2 第54回国際捕鯨委員会年次会議におけるベクウェイ島の捕鯨問題 |
| 3.1 捕鯨ボートと捕鯨道具 | 4.3 国内規制は必要か？ |
| 3.2 鯨捕りの仕事と役割 | 5 おわりに |
| 3.3 鯨産物の分配法 | |
| 4 ベクウェイ島の捕鯨に対する国際的圧 | |

1 はじめに

本稿で取り上げるベクウェイ島は北緯13度、西経61度15分に位置する面積18.1 km²、人口5800人（2002年推定）の小島で、独立国「セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島」（以下、セント・ヴィンセントと表記）の一部を構成している（図1）。

ここでは1875、76年頃にアメリカの捕鯨船より捕鯨技術を習得した島民によってザトウクジラ捕鯨が開始され、手漕ぎ・帆推進の捕鯨ボートに手投げ鉞という創業時とほぼ同じ姿の捕鯨が今日（2002年）でも行われている。同島のザトウクジラ捕鯨は国際捕鯨取締条約において「先住民生存捕鯨」（aboriginal subsistence whaling）として容認され、2003年から2007年までの5年間で20頭（年間4頭）の捕獲割当が与えられている。

筆者は1991年以降、計7回現地調査を実施し、ベクウェイ島の捕鯨文化の理解に努めてきた¹⁾。以下、本稿においては、まずベクウェイ島の捕鯨の歴史が略述され、次に捕鯨活動の現状が詳述される。ここでは特に捕鯨道具および鯨捕りの仕事と役割、鯨産物の分配法が取り上げられ、また鯨産物の重要性が強調される。

さらに国際捕鯨委員会におけるベクウェイ島のザトウクジラ捕鯨に関する議論が注意深く考察され、同島におけるザトウクジラ捕鯨に関する国内規制は不必要であることが明らかにされる。最後にベクウェイ島におけるザトウクジラ資源の利用と管理は同島の鯨捕りたちに任せるべきであることが提示される。

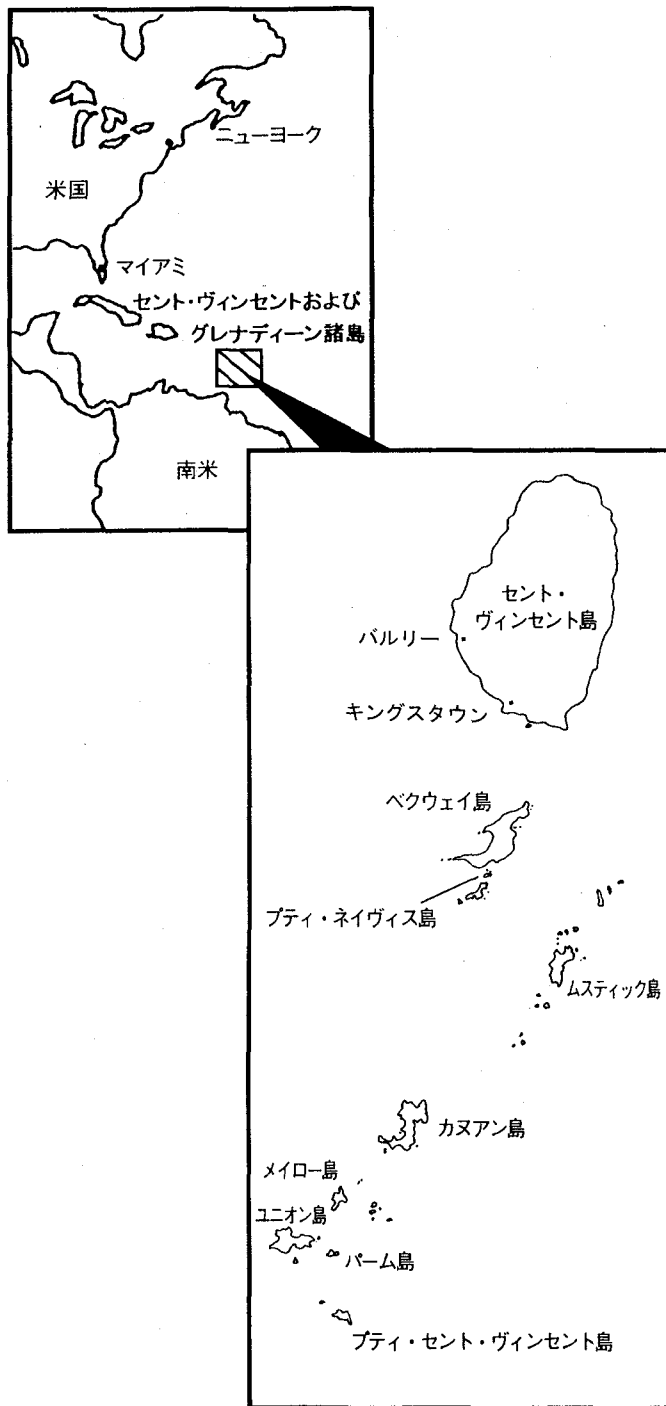


図1 ベクウェイ島および周辺図

2 ベクウェイ島の捕鯨小史

18世紀初頭、大西洋に面した北米大陸の沿岸部で捕鯨を始めたニューイングランド地方の鯨捕りたちは、近隣海域での鯨類資源の枯渇に伴い、その操業区域を拡大していった。19世紀に入り、ニューイングランド地方を母港とする捕鯨船団はマッコウクジラとザトウクジラを求めてカリブ海地域を定期的に航海し、小アンチル諸島にしばしば立ち寄った (Adams 1971: 55, 59)。

グレナディーン諸島における米国捕鯨船団の活動は1860～1870年代に最盛期を迎え、この時期に多くのベクウェイ島民が捕鯨船に雇用され、捕鯨技術を習得、一部の島民は1875、76年頃に彼ら自身の手で捕鯨を開始した (Adams 1971: 60)。彼らの主たる捕獲対象は、海岸から漕ぎ出す捕鯨ボートの活動範囲内にやってくるザトウクジラであった (Adams 1971: 65)。

1875、76年頃に始まったベクウェイ島の捕鯨事業は1910年頃に最盛期を迎え、約100人がザトウクジラの捕獲、解体に従事していた (Adams 1971: 56)。1920年代初頭、グレナディーン諸島全体では6捕鯨事業体が運営されており、その各々は解体処理施設と3隻から5隻の捕鯨ボートを保有していた (Adams 1971: 62)。しかし、1925年以降はグレナディーン諸島における捕鯨はベクウェイ島に限られるようになり、年間数頭のザトウクジラが捕獲されるにすぎなくなった (Adams 1971: 71)。1949年から1957年までの間は捕獲がなかった (Adams 1971: 71)。

1958年にザトウクジラ2頭が捕獲され、そのことが鯨捕りたちを刺激し、2隻の新しい捕鯨ボートが建造された (Adams 1971: 71)。そして1961年には十分に設備の整った解体処理施設がプティ・ネイヴィス島に建設された (Adams 1971: 71)。しかしながら、その後は再び捕獲数が減少し、1970年代、ベクウェイ島の捕鯨事業は崩壊の危機に瀕していた (Price 1985: 415)。

1982年に3頭、1983年に4頭のザトウクジラが捕獲され (Price 1985: 415)、この2年間の成功が再度捕鯨事業を活性化し、1983年には1隻の新しい捕鯨ボートが建造された。1958年から1984年までの27年間に54頭のザトウクジラが鋸打ちされ、そのうち44頭が陸揚げされている (Price 1985: 419)。

ベクウェイ島の捕鯨事業は1925年以降、年間数頭の捕獲の成功に依存してきた。そこにある種の経済的な脆弱さが存在することは否めないが、それでも捕獲されたザトウクジラはベクウェイ島民の暮らしを支えてきた。さらに、ベクウェイ島で精製された鯨油は食用油として近隣のバルバドス島、グレナダ島、トリニダッド島の住民の生活にも貢献してきた (Caldwell and Caldwell 1975: 1105)。ベクウェイ島の鯨捕りたちは金銭的価値からだけではなく、賞賛や感嘆を得るためにも捕鯨に従事してきたのであり、最強で信頼に値する人物のみが捕鯨ボートの乗組員として選ばれたのであ

た (Adams 1971:71)。この捕鯨の歴史は今日でも受け継がれている。

3 ベクウェイ島の捕鯨の現況

ベクウェイ島の捕鯨は、ベクウェイ島とムスティック島の間の海域をザトウクジラが繁殖場に向けて南下していく2月上旬に始まる。2月上旬の日曜日に英国国教会の司祭によって捕鯨ボートに祝福がなされ、乗組員の安全と捕鯨の成功が祈願され、翌日から出帆となる。捕鯨期間は同海域をザトウクジラが北上していく5月上旬まで続く。但し、国際捕鯨取締条約における捕獲割当が充足されれば(2002年までは年間2頭、2003年以降は同4頭)、その時点で捕鯨は終了となる。1998年は2月末に、1999年と2000年は3月上旬に捕鯨は終了している。

筆者が調査を始めた1991年以降2002年までの12年間のザトウクジラの捕獲数は13頭であった(表1)。平均すれば年間1頭余となる。捕獲数ゼロの1994年から1997年までの4年間は、旧世代(創業4世代目)から新世代(創業5世代目)への移行期にあたっており、ある意味ではベクウェイ島の捕鯨文化の存続にとって最大の危機に直面していた時代であった。この時期、絶滅の危機に瀕していたのはザトウクジラではなく捕鯨文化であった。

1998年と1999年の両年、旧世代と新世代の銆手がそれぞれ1頭ずつ捕獲に成功、2000年には創業6世代目の銆手もザトウクジラの捕獲に成功した。同年7月、過去40年以上にわたってベクウェイ島の捕鯨を率いてきた創業4世代目の銆手が79歳でこの世を去った。20世紀から21世紀への時代の変わり目にベクウェイ島の捕鯨も随分と若返り、新時代に入った。ここにもはや捕鯨文化の絶滅の危機はない。

3.1 捕鯨ボートと捕鯨道具

2002年現在、ベクウェイ島には3隻の捕鯨ボートが存在している。最も古い捕鯨ボートは1983年に建造され、1999年末に大改修された捕鯨ボートで、2002年漁期は未出漁となっていた。2番目に古い捕鯨ボートは1996年に建造されたものであり、所有者によれば建造費用は3万ECドル(138万円)²⁾であった。この2隻は木製で、艇長27フィート(8.2m)、幅7フィート(2.1m)といわれているが、浜に並べられている両艇を見ると、後者の方が全体的に幾分大きい(写真1)。ちなみに後者の実測

表1 ザトウクジラ捕獲数一覧—1991～2002年—

| 1991 | 1992 | 1993 | 1994 | 1995 | 1996 | 1997 | 1998 | 1999 | 2000 | 2001 | 2002 |
|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 0 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |

(出典：筆者の調査)



写真1 浜に並ぶ2隻の捕鯨ボート (2001年) (撮影 浜口尚)

値は艇長8.25 m, 幅2.17 m, 深さ1.04 mであった。最新の捕鯨ボートは、2000年にグラス・ファイバー製のヨットを捕鯨用に改装しなおしたものである。

ベクウェイ島の捕鯨ボートの原型は艇長28～30フィート(8.5-9.1 m)のナンタケット型の捕鯨ボートで、最初にベクウェイ島で捕鯨ボートが建造された時には艇長は25～26フィート(7.6-7.9 m)しかなかった(Adams 1971: 63)。

1950年代の終わりから2000年まで過去40年以上にわたって捕鯨に従事してきた伝説的な銆手によれば、過去に幾度か銆を打ち込んだ鯨に捕鯨ボートごと海中に引き込まれたり、あるいは鯨の背中で捕鯨ボートが跳ね上げられ、ひっくり返されたこともある。このような経験に基づき、海上での抵抗力を高めるために捕鯨ボートに改良が加えられ、百数十年前の創業時の捕鯨ボートよりも大きく強固に建造されている。

最も古い捕鯨ボートには手投げ銆(長さ3 m)4本、ヤス(3.8 m)3本、ショルダー・ガン(94 cm)2丁が、2番目に古い捕鯨ボートには手投げ銆4本、ヤス3本、ダーティング・ガン(2.47 m)1丁が配備されている。また、両ボートにはそれぞれ主帆、船首三角帆、オール5本、舵取りオール1本、櫂4本、舵1本が装備されている。

鯨の捕獲に際しては、基本的には手投げ銆を打ち込み鯨を弱体化させた後、ヤスを突き刺して仕留めるが、ショルダー・ガンもしくはダーティング・ガンからポンプ・ランスを発射して仕留める場合もある。ポンプ・ランスは1本400 ECドル(1万8400円)と高価なため、撃ち損じた場合の損失を考慮して、慎重に使用の可否の判断がなされる。

ダーティング・ガンとは元々は北極地域での捕鯨に用いられていた道具で、鋳の柄の部分にポンプ・ランス発射筒が取り付けられており、鋳が鯨体に突き刺さると留め金が押され、ポンプ・ランスが発射される仕組みとなっている。

これらの捕鯨道具は過去の遺物ではなく、バクウェイ島の鯨捕りたちが誇りを持って現在でも使用しているものである。

3.2 鯨捕りの仕事と役割

鯨捕りたちの日々の仕事は以下のとおりである。2月上旬から5月上旬までの捕鯨期間中、鯨捕りたちは日曜日・祝日と天候が悪い日を除く毎日、午前6時頃にバクウェイ島の風上側に位置するフレンドシップ湾の浜辺に集合し、天候や海上の状況を見て出漁するか否かを決定する。

出漁する場合は6時30分頃に捕鯨ボートで出帆し、バクウェイ島から南東に約13 km離れたムスティック島を目指す。8時頃同島に到着、捕鯨ボートを砂浜に係留し、乗組員は高台に登り、そこで待機する。待機中は、交替で双眼鏡を用いて海上の鯨を探索、その傍ら往路釣り上げた魚でスープを作り、持参したパンで朝食を取る。

一方、バクウェイ島の高台には見張りおよび協力者が残り、双眼鏡で探鯨する。鯨が発見されれば、マリン・トランシーバーで捕鯨ボートに発見の連絡がなされ、追跡が開始される。鯨が首尾よく捕獲されれば、バクウェイ島の真南1 kmに位置するブティ・ネイヴィス島の解体処理施設にエンジン付きボートで曳航され、そこで解体処

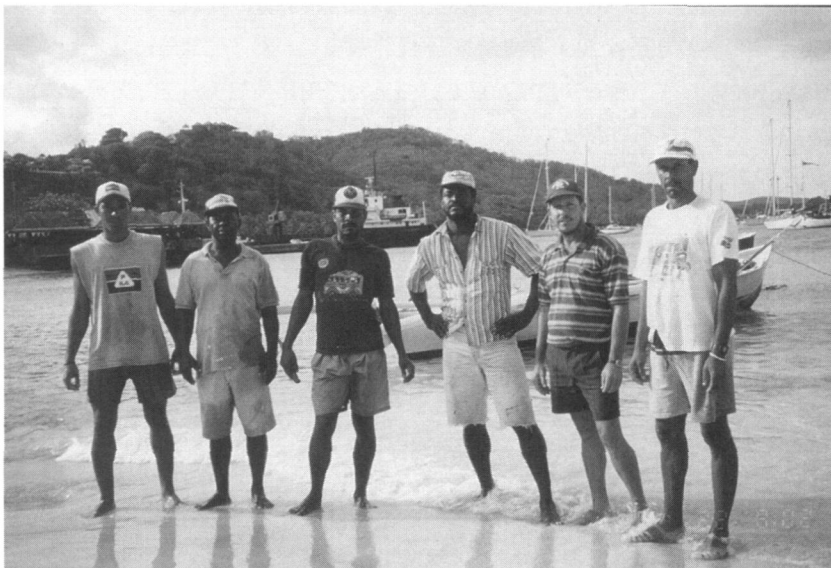


写真2 6人の捕鯨ボート乗組員（1997年）（撮影 浜口尚）

理される。約3カ月間の捕鯨期間中、捕獲割当が充足されるまで、このような日々が続く。

捕鯨ボートには6人が乗り組む(写真2)。各々の名称は、舳先から艫に順番に、①銚手(ハーブナー)、②ボウ・オールズマン、③ミッドシップ・マン、④タブ・オールズマン、⑤リーディング・オールズマン、⑥キャプテンである。

オールでの漕艇時には左舷側に銚手、ミッドシップ・マン、リーディング・オールズマンの3人、右舷側にボウ・オールズマン、タブ・オールズマンの2人が座り、キャプテンは艫で舵取りオールを漕ぐ。従って、オールは右舷側に3本、左舷側に2本出ていることになる。帆走時には進行方向に合わせて片側に銚手からリーディング・オールズマンの5人が座り(もしくは立ち)、キャプテンは艫で舵を取る。

銚手は鯨の捕獲に関して絶対的な権限を有している。鯨の背後約3mまで近づき、まず最初の手投げ銚を打ち込み、続けて2番銚、3番銚を打ち込む。銚を打ち込んだ鯨に捕鯨ボートごと海上を引っ張り回された後、銚手は弱った鯨に必要があればポンプ・ランスを撃ち、最後に鯨の背中に飛び移り、形式的な止めのヤスを刺し込む。

ボウ・オールズマンは銚手の言ったことを正確にキャプテンに伝える役目があり、銚手が鯨に銚を打ち込んだ時に、スプリット(主帆を斜めに張り出すための小円材)を下ろす。その後、2番銚、3番銚にロープを繋ぎ、銚、ヤス、ショルダー・ガン、ポンプ・ランスを銚手に手渡す。銚手が銚を投げた時に、ロープがもつれないようにしておくのも彼の重要な仕事である。鯨が捕殺された時には海中に入り、鯨の体内に海水が入り込まないようにその口をロープでくくり合わせる。

ミッドシップ・マンは帆走時に風向きに合わせて船首三角帆を操作する。また、銚手が鯨に銚を打ち込んだ時に、船首三角帆を小さく巻き上げて倒す。鯨が捕殺された時にはボウ・オールズマンと共に海中に入り、鯨の口をロープでくくり合わせる。

タブ・オールズマンは銚手が鯨に銚を打ち込んだ時に、ロープの入っている桶(タブ)の蓋を外し、ロープが引き出されていくようにする。また、鯨がロープを引っ張る際に生じる摩擦熱を減じるために銚綱柱に巻かれたロープに海水をかける。

リーディング・オールズマンは銚手が鯨に銚を打ち込んだ時、主帆の帆脚索を取り外し、主帆を小さく巻き上げて倒す。また、ボウ・オールズマンの求めに応じて、ロープ、ショルダー・ガン、ポンプ・ランス等を船尾から取り出し、ボウ・オールズマンに手渡す。さらに、キャプテンの指示に従ってバラストを慎重に動かすと共に、適宜ボート内に溜まった水垢をくみ取る。

キャプテンは艫で舵を取り、主帆を調整し、ボートの運行に関して全責任を負う。銚打ち後、ロープを素早く銚綱柱に巻き付ける。また、2番銚以下の銚が打ち込みやすいように、鯨とボートの距離を一定に保つ。かつては銚手が銚を打ち込んだ後、キャプテンと銚手が場所を交替し、キャプテンがヤスもしくはポンプ・ランスで鯨を仕留

めていたが、今日では鉾手が仕留める。

鉾手は鉾打ちに関して、またキャプテンは操船に関して高度の技術を要求されるが、他の乗組員に関しては漁師としての技量があれば、現場での訓練によって十分務まるようである。一般的に見習い乗組員はリーディング・オールズマンとして捕鯨ボートに乗り組み、熟練に応じてタブ・オールズマン、ミッドシップ・マン、ボウ・オールズマンと一つずつ地位を昇格していく。ボウ・オールズマンは見習い鉾手に相当し、鉾手の背後でその鉾打ちの技能を学ぶ。

3.3 鯨産物の分配法

バクウェイ島の捕鯨においては鯨捕りたちに賃金の支払いは行われておらず、「シェア・システム」による分配が慣行となっている。捕獲された鯨はプティ・ネイヴィス島の解体処理施設で解体され（写真3）、鯨肉、脂皮ごとに樽に入れられ、各人に分配される。以下は、1998年の分配事例である。

鯨肉は18等分され、捕鯨ボート所有者（2人）が2配分ずつ、乗組員（12人）、見張り（1人）および解体処理施設保有者（複数であるが、1人分として計算）が1配分ずつ受け取る。

一方、脂皮は3等分され、捕鯨ボート所有者（2人）が1配分、「オフィサー」と称される鉾手（2人）およびキャプテン（2人）が1配分、オフィサーを除く乗組員（8人）、見張り（1人）および解体処理施設保有者（1人分計算）が1配分を受け取る。



写真3 解体作業中のザトウクジラ（1998年）（撮影 浜口尚）

2人の捕鯨ボート所有者は1配分を2等分、4人のオフィサーは1配分を4等分、他の乗組員、見張りおよび解体処理施設保有者は1配分を10等分する。

銛手およびキャプテンは鯨肉に関しては他の乗組員と同量の配分であるが、脂皮に関してはより多くの配分を受け取る。これは、かつては脂皮から鯨油を精製輸出し、その売り上げが捕鯨事業の中核を占めていたことを反映している。

各人の取り分は、自家消費分および親族・友人への贈与分を除いて、その場で島民に販売される。1998年の販売価格は、鯨肉、脂皮とも1ポンド(454g)当たり4ECドル(200円)³⁾であり、売れ残った鯨肉は塩漬け後、日干しにされ、1ポンド5ECドル(250円)でセント・ヴィンセント島キングスタウンの水産市場に出荷される。

このシェア・システムによる鯨肉の分配と贈与および現金販売による流通が島中に鯨肉を行き渡らせることを可能にしており、地域社会の捕鯨文化の維持・継承に大きな役割を果たしている。バクウェイ島民は少なくとも年に一度鯨肉を食することによって捕鯨の島の住民であるということを再認識するのである。

1998年2月末、バクウェイ島でザトウクジラが捕獲されたことを聞いたセント・ヴィンセント島の住民が生鯨肉を入手しようとしてバクウェイ島に渡って来たが、その多くは入手できなかった。現金販売されているからといって誰もが購入できるわけではない。バクウェイ島民と何らかのつながりを持ち、幾分なりとも捕鯨文化を共有していない限り、生鯨肉の入手は困難である。鯨捕りたちにとって現金は重要であるが、それが全てではない。本当に必要とする人々に分け与えてこそ、お互いに精神的充足感を得るのである。

ここで、今一度シェア・システムに戻ろう。1966年にバクウェイ島の現地調査を実施したアダムスによれば当時のシェア・システムは次のとおりであった。

脂皮については、3分の1が捕鯨事業経営者に、他の3分の1がオフィサー、すなわち銛手とキャプテンに、残りの3分の1が他の乗組員に分配される。一方、鯨肉については4分の1が捕鯨事業経営者に、残りの4分の3が全乗組員に分配される(Adams 1971:70)。

以下、筆者の調査(1998年)とアダムスの調査(1966年)にみられる差異について考えてみる。脂皮については、全体が3等分されることは同じである。かつては捕鯨事業経営者が捕鯨ボートおよび解体処理施設を保有し捕鯨事業を運営していたが、筆者の調査時点では2人の捕鯨ボート所有者が捕鯨ボートの建造・修理費や、銛、ヤス等の捕鯨道具の維持管理にかかる経費のほとんど全て(ポンプ・ランスの薬莖代を除く)を負担し、実質的に捕鯨事業を運営していた。また、解体処理施設は1961年の建築以来改修されておらず、維持管理費用もほとんど不要であった。従って、筆者の調査時点では、捕鯨事業経営者の取り分が捕鯨事業の実質的経営者である捕鯨ボート所有者の取り分となったと考えられる。一方、捕鯨事業経営者から解体処理施設を

相続した解体処理施設保有者は、いわば解体処理施設使用料として3分の1配分の一部を受け取るのである。

鯨肉についてはアダムスの調査と筆者の調査を十分に比較検討する材料を持ち合わせていないので、以下の事実だけを指摘しておきたい。筆者の調査時点では2人のボート所有者が18分の4配分を受け取っており、結果として、その取り分（約22%）は捕鯨事業経営者のかつての取り分（25%）とほぼ同じとなっている。

アダムスの調査時（1966年）と筆者の調査時（1998年）を比べてみれば、捕鯨を取り巻く社会状況は大きく変化し、鯨油の欧米市場への輸出は不可能となった。その結果、脂皮と鯨肉の持つ経済的重要性は逆転し、鯨肉のほうが価値を持つようになった。しかしながら、シェア・システムそのものについては、分配物の受け取り手に若干の変化はあったが、脂皮を重視した当初の姿からほとんど変化していないのである。

4 ベクウェイ島の捕鯨に対する国際的圧力と国内規制

4.1 ベクウェイ島の捕鯨に対する国際的圧力

1982年に開催された第34回国際捕鯨委員会年次会議において反捕鯨国および反捕鯨環境保護団体の多数派工作の結果、母船式捕鯨を1985/86年漁期から、沿岸捕鯨を1986年漁期から一時停止する「商業捕鯨一時停止案」が決議された。その結果、国際捕鯨取締条約締約国は「先住民生存捕鯨」を除いて規制対象鯨種の捕獲割当はゼロとなった。

「先住民生存捕鯨」とは「原住民による地域的消費を目的とした捕鯨であり、古くからの伝統的な捕鯨や鯨利用への依存が見られ、地域、家族、社会、文化的に強いつながりをもつ、原住民／先住民／土着の人々により、またそれらの人々に代わって行なう捕鯨」（フリーマン1989:190）である。ここにおいては、特に原住民／先住民／土着の人々による鯨産物の地域的消費の重要性が認められている。

ベクウェイ島のザトウクジラ捕鯨は1987年に開催された第39回国際捕鯨委員会年次会議において先住民生存捕鯨として容認され、1987/88年漁期（実質的には1988年、以下同様）より年間捕獲割当3頭が設定された。この捕獲割当は3年毎に更新され、1993/94年漁期以降は年間2頭に削減された。

1999年5月、セント・ヴィンセントの隣国グレナダで第51回国際捕鯨委員会年次会議が開催された⁴⁾。1999年は3年間の捕獲割当の最終年度にあっていたので、セント・ヴィンセント国政府は1999/2000年漁期から3年間、年間捕獲割当2頭を要求したが、米国、英国、オランダ、ニュージーランドなどに代表される反捕鯨国が1998年の捕獲を問題視し（IWC 2000:14）、議論は紛糾した。

ここで問題となったのは1998年に2頭の鯨が同時に捕獲されたことであった。この2頭の鯨を反捕鯨国は「母仔連れ」とみなし、セント・ヴィンセントは「稚鯨を伴う雌鯨又は乳飲稚鯨を捕獲し又は殺すことは、禁止する」とした国際捕鯨取締条約附表第14条に違反しているとして非難したのであった (IWC 2000:14)。

これに対して、セント・ヴィンセント国政府の見解は「小さな鯨の胃の中には乳がなかったので小さな鯨は乳飲稚鯨ではない。従って、違反ではない」(IWC 2000:14-15) とのことであった。

この条項の解釈についてノルウェーや日本などは「附表第14条は商業捕鯨を対象としたものであって、先住民生存捕鯨には適用されない」(IWC 2000: 14) という立場を取っている。一方、米国、オランダ、ニュージーランドなどはその条項は「先住民生存捕鯨にも適用される」(IWC 2000: 15) という立場を取っている。

また、日本国政府は「当該海域のザトウクジラの資源量は1万頭以上と推定される。2頭の捕獲は資源量には何ら影響を与えない」、「欧米人は仔牛、仔羊は平気で食べているのに、何故仔鯨だけを問題視するのか」(IWC 2000: 15, 18) という見解を表明し、資源論・文化論の立場から米国、英国、オランダ、ニュージーランドに議論を挑んだが、鯨類を愛護する反捕鯨国には通じなかった。

結局、紛糾の末、セント・ヴィンセントの要求は全会一致で認められたが、仔鯨捕獲禁止規定の明確化、資源の管理および調査の強化などの厳しい条件が課せられた。

4.2 第54回国際捕鯨委員会年次会議におけるベクウェイ島の捕鯨問題

2002年5月、山口県下関市で第54回国際捕鯨委員会年次会議が開催された⁵⁾。2002年は再度3年間の捕獲割当の最終年度にあっていたので、セント・ヴィンセント国政府は反捕鯨国が長年にわたって要求しつづけてきたベクウェイ島の捕鯨に関する国内規制案を提出すると共に「2003年から2007年までの5年間、年間捕獲割当4頭」という要求案を提出した。

セント・ヴィンセント国政府の提出した文書によれば、ベクウェイ島のザトウクジラ捕鯨には以下の3点の必要性、すなわち、①社会文化的必要性、②栄養学的必要性、③経済的必要性が存在している (SVG 2002b: 2)。

同国政府は研究者の報告 (Adams 1971, Price 1985, Ward 1995, Hamaguchi 2001) に基づいてベクウェイ島における捕鯨活動の歴史および捕鯨の社会文化的な意義を説明し、「ベクウェイ島における捕鯨は鯨捕りたちの技能と勇気を必要とする古い伝統であるので、鯨捕りたちは尊敬されている」、「ベクウェイ島民は捕鯨の成功を誇りに思い、食料としての鯨肉、脂皮を歓迎している」(SVG 2002b: 2) と指摘している。ここでは、特にベクウェイ島の捕鯨文化における鯨捕りたちの役割が強調されている。ベクウェイ島の捕鯨の社会文化的な重要性については本稿においても論じている (3.3を

参照)。

栄養学的必要性については以下のとおりである。商業捕鯨の一時停止案が決議された1982年にはベクウェイ島での2頭のザトウクジラは同島で必要とする動物性タンパク質の11%程度を供給していたが、2002年時点では人口が1982年の2倍となったので⁶⁾、2頭のザトウクジラは必要とする動物性タンパク質の6%を供給するにすぎなくなった (SVG 2002b: 3)。従って、2002年時点で1982年当時と同量の動物性タンパク質をザトウクジラから得るためには、年間4頭の捕獲が必要であるとしている (SVG 2002b: 4)。この計算方法は非常に大雑把であるが、米国もアラスカの先住民イヌピット、ユピートに対するホッキョククジラの捕獲割当要求に同様の計算方法を用いているので (USA 2002)、計算方法自体に疑義を唱えた国はなかった。

ザトウクジラの経済的必要性についても栄養学的必要性和同様の方法で計算がなされている。1982年における2頭のザトウクジラからの鯨産物は輸入肉 (家畜肉、鶏肉) に必要な外貨の13%に相当したと推定しうるが、2002年時点では人口増の結果、2頭のザトウクジラからの鯨産物は輸入肉に必要な外貨の7%まで低下した (SVG 2002b: 3)。従って、経済的な観点からも年間4頭の捕獲が必要とされるのである。

このセント・ヴィンセントの要求案は先住民生存捕鯨作業部会では厳しい議論に直面したが、本会議ではほとんど議論されず、ほぼ要求どおりに合意がなされた。合意された内容は「2003年から2007年までの漁期中、セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国ベクウェイ島の鯨捕りたちによって捕獲されるザトウクジラは20頭を超えてはならない。2006年と2007年の捕獲割当は、本会議が科学委員会から各漁期における4頭の捕獲がザトウクジラ資源を危機にさらさないという助言を受け取った後に履行可能となる」⁷⁾ というもので、ベクウェイ島の鯨捕りたちは相変わらず母仔連れを捕獲しているにもかかわらず、捕獲割当は2頭から4頭に倍増し、割当期間も3年から5年に延長された。従来の議論の流れからすれば全くありえなかった結果である。そこには当然、裏がある。

今回の年次会議では日本の「小型沿岸捕鯨によるミンククジラの捕獲割当50頭要求案」と米国およびロシアの「アラスカとシベリアの先住民によるホッキョククジラの捕獲割当280頭要求案」が真っ向からぶつかりあい、捕鯨擁護国と反捕鯨国の利害が複雑に絡み合った。この複雑な絡み合いはセント・ヴィンセントに味方した。

日本は米国とロシアの要求に対して、「ホッキョククジラに他の商業捕鯨に適用されている厳格な管理方式を用いれば30年間、捕獲数はゼロとなる」と主張、コンセンサスに応じず、投票で決着を図る姿勢を明確にした。国際捕鯨委員会においては国際捕鯨取締条約の附表における捕獲割当の変更など重要な決議事項は4分の3以上の賛成が必要となっている。現在、国際捕鯨委員会における反捕鯨国と捕鯨擁護国の勢力関係は一般的には5対4程度、議題によっては反捕鯨国による切り崩しの結果、2

対1程度ぐらいにはなるが、反捕鯨国側が4分の3以上の多数を取ることは絶対に無理である。

従来、米国は最終的には全てを投票で決着を図り、ほとんど全て自国の要求を通してきた。ところが、今回はそれが無理となり、妥協の道を探す必要性が生じてきた。ここではじめて米国の交渉力が問われたのであった。最強硬反捕鯨国でありながら自国で捕鯨を行っている（そもそも反捕鯨国が捕鯨を行うこと自体矛盾であるが）、捕鯨国と妥協する前に、他の最強硬反捕鯨国（英、豪、ニュージーランド）を説得する必要があったが、米国にはその能力がなかった。残された道は、投票の先延ばしと捕鯨擁護国の切り崩しだけであった。

結局、本会議4日目に「アラスカとシベリアの先住民によるホッキョククジラの捕獲割当280頭要求案」は採決に付され、賛成30、反対14、棄権1で否決された。この否決の後で、米国はセント・ヴィンセントに対して「セント・ヴィンセントの要求を全てのむ代わりに、米国・ロシア案に賛成してくれ。また他のカリブ海諸国を説得してくれ」との取り引きを持ちかけてきた。セント・ヴィンセントは日本やノルウェーを代表とする捕鯨擁護国陣営の一員であるが、自国の要求を通すために米国との取り引きに応じた。但し、「自国の1票はともかく、他のカリブ海諸国は自分で判断することなので、説得はできない」という立場は明確にした。

翌日の本会議最終日、捕鯨擁護国側の切り崩しに自信を持った米国は否決された原案の一部を手直した「アラスカとシベリアの先住民によるホッキョククジラの捕獲割当280頭要求案」を再提案し、その採決を急いだ。緊迫した投票は、賛成32、反対11、棄権2となり、要求案は再び否決された。これで国際捕鯨取締条約上はアラスカとシベリアの先住民によるホッキョククジラ捕鯨は、米国とロシアが決議に異議申し立てをしない限り、2003年漁期からは不可能となった。（なお、このアラスカとシベリアの先住民によるホッキョククジラ捕鯨については2002年10月に開催された国際捕鯨委員会の特別会議においてほぼ当初要求案どおりに合意がなされた。）

日本の小型沿岸捕鯨によるミンククジラ捕鯨と米国アラスカのホッキョククジラ捕鯨を巡って、日米両国が激突した結果、セント・ヴィンセントのザトウクジラの捕獲割当要求については、少なくとも本会議場ではほとんど議論されず、舞台裏での交渉で最終的に妥協が成立し、投票に付されることなく決着した。まさしく漁夫の利であった。もし、本会議場で議論されていたならば、いつも反捕鯨国側が取り上げる「仔鯨を捕る」、「母仔連れを捕る」等々の問題で紛糾し、結果はどうなっていたかはわからない。とにかく、セント・ヴィンセントにとっては結果は最良であった。

4.3 国内規制は必要か？

手短かに言えば、ベクウェイ島の鯨捕りたちは捕獲割当を遵守するだけで、それ以外

は比較的自由に捕鯨に従事してきた。2002年現在、ベクウェイ島の捕鯨に関しては国内的にはどんな規制も管理制度もない。捕鯨はザトウクジラがベクウェイ島の近くにやってきた時に始まり、捕獲割当が充足された時に終わる。彼らは発見したどんな鯨（たとえば、母仔連れであれ）の捕獲も試みる。なぜならば、一度見逃せば次の機会は保証されていないからである。

1998年から2002年まで5年間、毎年2頭ずつ捕獲されているが（表1）、これらは全て母仔連れである。反捕鯨国の見地からは、母仔連れの捕獲は国際捕鯨取締条約附表第14条違反となる（4.1を参照）。

第54回国際捕鯨委員会年次会議にセント・ヴィンセント国政府から提出された「ベクウェイ島における先住民生存捕鯨取締規則」（SVG 2002a）の草案⁸⁾において、同国は反捕鯨国の非難の回避を試みている。

その草案には「鯨捕りたちはザトウクジラの仔鯨あるいは仔鯨を伴った泌乳中の雌鯨を捕獲してはならない」（第1部B）とあり、「仔鯨」とは「胃の中に乳がある若い鯨」（第1部C.7.）、「泌乳中の雌鯨」とは「乳腺に乳が含まれている雌鯨」（第1部C.8.）と定義されている。この国内規制案では、ベクウェイ島の鯨捕りたちは胃の中に乳が入っていない空腹の仔鯨や仔鯨を伴った泌乳中でない雌鯨の捕獲は可能となる。しかしながら、これは現状の追認であって、ベクウェイ島の鯨捕りたちに新たな権利を与えるものではない。

この草案の問題点は規制の中に「許可証」（第3部）、「訓練／資格」（第4部）等が明記されていることである。以下の草案を考察してみよう。

「鯨捕りたちは、水産局長によって発行され、大臣によって承認された有効な捕鯨許可証を保有する捕鯨キャプテン（a whaling captain）の管理下でしか捕鯨に従事してはならない」（第3部A）。「水産局長は捕鯨キャプテン、銚手、射撃手、潜水夫、牽引ボート操作手、その他捕鯨チームの成員に関する許可の指針および許可の過程を規定することができる」（第4部）。

この草案からセント・ヴィンセント国政府がベクウェイ島の捕鯨および鯨捕りたちを管理しようとしていることは読み取れる。しかしながら、残念なことに草案は事実を誤認している。上述のように（3.2を参照）、現実には銚手が捕鯨を取り仕切っているのである。銚手は捕鯨ボートの操船以外、捕鯨に関して全責任を負っている。キャプテンは捕鯨ボートの操船の責任者ではあるが、捕鯨のリーダーではない。責任のない人物（キャプテン）に許可証を発行しても意味があるのだろうか。

結局のところ許可証は不要である。鯨捕りたちは日々の仕事の中で腕前をあげていく。能力のある者が銚手となり、捕鯨に関する責任を担うのである。これがベクウェイ島における捕鯨のやり方であり、捕鯨の自主管理制度と呼べるものである。

第54回国際捕鯨委員会年次会議においては幸運にもザトウクジラの捕獲割当は倍

増となったが、ベクウェイ島における捕鯨規則が国内的に制度化されてしまったならば、ザトウクジラ資源の管理へ向けての国際的な圧力はますます強くなっていくであろう。それはベクウェイ島の鯨捕りたちにとっても、また一般島民にとっても不幸なことである。

5 おわりに

セント・ヴィンセントが国際捕鯨取締条約の締約国である限り、ベクウェイ島の捕鯨に対する国際的な規制や圧力は避けられない。しかしながら、第54回国際捕鯨委員会年次会議において「年間4頭までの捕獲はこの系統群〔北大西洋系統ザトウクジラ〕を損なうことはないであろう」(IWC 2002: 11)と合意されており、年間4頭程度のザトウクジラの捕獲は資源管理上、何ら問題はない。従って、国際捕鯨取締条約における捕獲割当以外の国内的な規制や地域的な資源管理制度は、捕鯨規制への口実を外部に与えるだけであり、現地の鯨捕りたちには不必要なものである。

捕鯨は毎年、4頭捕獲された時点で終了する。手漕ぎ・帆推進の捕鯨ボートで手投げ鉤やヤスを利用するという伝統的な捕鯨法では、鯨捕りたちがたとえ多くの捕獲を望んだとしても現実的には不可能である。それ故、資源管理は彼らに任せておけばよいのである。

私たちに与えられている課題は資源管理よりもベクウェイ島の捕鯨文化を無分別な人々の嫌がらせからいかにして守っていくかということにある。カリブ海地域の捕鯨擁護国への観光ボイコット・キャンペーン (Wilson 1995: 84) やベクウェイ島近くで捕獲されたザトウクジラの解体場面のインターネット上での公開 (Hamaguchi 2001: 56) など、反捕鯨環境保護団体の陰湿な攻撃は続いている。ザトウクジラがベクウェイ島で捕獲される限り、反捕鯨環境保護団体には仕事があるのである。

幸いにして、ベクウェイ島においては20世紀から21世紀への時代の変わり目に鯨捕り間での世代交代は完了し、今日では鯨捕りたちはより若くより活動的となった。北大西洋系統のザトウクジラのみならず、ベクウェイ島の鯨捕りたちも頑強なのである。現地の実情を知る筆者としてはベクウェイ島においてザトウクジラ捕鯨が今後も継続することを期待して本稿を終えたい。

捕鯨とは人々に生きる意味を与えている一つの生き方なのである。

謝 辞

本稿は平成14年度文部科学省国際シンポジウム「先住民による回遊性海洋資源の利用と管理」(2002年12月2日～5日、国立民族学博物館)における筆者の発表、"Use and Management of

Humpback Whales in Bequia, St. Vincent and the Grenadines”に基づいてまとめたものである。本シンポジウムの主催者、岸上伸啓国立民族学博物館助教授ならびに貴重なコメントを提供していただいた参加者にお礼を申し上げます。

注

- 1) 現地調査は1991年2月, 1993年3月, 1994年5月, 1997年3月, 1998年3月, 2000年8月, 2001年3月に計3カ月間実施した。
- 2) 1996年当時, 1 EC ドル (East Caribbean dollar), 約46円。
- 3) 1998年当時, 1 EC ドル, 約50円。
- 4) 筆者は第51回国際捕鯨委員会年次会議に日本国政府代表団の一員として参加した。
- 5) 筆者は第54回国際捕鯨委員会年次会議の先住民生存捕鯨作業部会, 違反小委員会他にセント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国政府代表団の一員として参加した。
- 6) ベクウェイ島の1982年の推定人口は3191人, 2002年の推定人口は5815人 (SVG 2002b:3)。
- 7) IWC, “Final Press Release” <<http://www.iwcoffice.org/2002PressRelease.htm>>. 2002年6月22日付ダウンロード。
- 8) 本草案は第54回国際捕鯨委員会年次会議の会期中, セント・ヴィンセント国会会で審議中であった。

文 献

Adams, John Edward

1971 Historical Geography of Whaling in Bequia Island, West Indies. *Caribbean Studies* 11 (3): 55-74.

Caldwell, David K. and Melba C. Caldwell

1975 Dolphin and Small Whale Fisheries of the Caribbean and West Indies: Occurrence, History and Catch Statistics with Special Reference to the Lesser Antillean Island of St. Vincent. *Journal of the Fisheries Research Board of Canada* 32: 1105-1110.

フリーマン, ミルトン編著

1989 『くじらの文化人類学—日本の小型沿岸捕鯨—』高橋順一他訳, 東京: 海鳴社。

Hamaguchi, Hisashi

2001 Bequia Whaling Revisited: To the Memory of the Late Mr. Athneal Ollivierre. *Sonoda Journal* 36: 41-57.

IWC (International Whaling Commission)

2000 *Annual Report of the International Whaling Commission 1999*. Cambridge: International Whaling Commission.

2002 Report of the Aboriginal Subsistence Whaling Sub-Committee. IWC/54/5. pp. 13.

Price, Wm. Stephan

1985 Whaling in the Caribbean: Historical Perspective and Update. *Report of the International Whaling Commission* 35: 413-420.

SVG (The Government of Saint Vincent and the Grenadines)

2002a The Regulation of Aboriginal Subsistence Whaling in Bequia. IWC/54/AS8rev. pp. 3.

2002b Bequian Whaling: A Statement of Need. IWC/54/AS7rev. pp. 5.

USA (The Government of United States of America)

2002 Quantification of Subsistence and Cultural Need for Bowhead Whales by Alaska Eskimos: 1997 Update Based on 1997 Alaska Department of Labor Data. IWC/54/AS1. pp. 15.

Ward, Natalie F. R.

1995 *Blows, Mon, Blows!: A History of Bequia Whaling*. Woods Hole, Massachusetts: Gecko Productions.

Wilson, David

1995 Glimpses of Caribbean Tourism and the Question of Sustainability in Barbados and St Lucia. In Lino Briguglio et al. (eds.) *Sustainable Tourism in Islands & Small States: Case Studies*, pp. 75-102. London and New York: Pinter.

